

郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例（案）の概要

1. 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により道路法が改正されました。この改正により、市道の構造の技術的基準を、政令（道路構造令）を参酌して条例で定めることとなったため、条例の新規制定を行うものです。

2. 条例制定の概要

① 対象となる道路

郡上市が管理する市道

② 基準の考え方

国の基準（道路構造令）を基本に制定し、本市に該当しない高速自動車道国道、自動車専用道路、国道、県道及び軌道に関する規定は除きます。また、歩道幅員や交差点部の車道幅員などに関する規定は、実情に合わせて独自基準を設けます。

3. 市条例で定める独自基準の項目

① 1. 5車線の道路整備のための道路区分

・地域の実情から早期に改良しなければならない区間において、2車線改良と1車線改良、待避所設置等を組み合わせた1.5車線の道路整備を明確に行うことができる規定を設けます。

② 片側1車線道路の中央部

・片側1車線の道路の改良を行う際にも、急なカーブ区間など、安全な通行に支障を来す恐れがある場合には、中央分離帯等を設置する規定を設けます。

③ 停車帯幅員

・停車帯幅員を市内の実情に合わせて1.5mとします。

④ 歩道幅員

・歩道の幅員について、2.0m以上とすることになっていますが、1.5mまで縮小できる規定を設けます。

⑤ 交差点部車道幅員

・都市部の道路に加え、地方部の道路についても、直進車線や屈折車線の幅員を縮小できる規定を設けます。

4. 施行日

平成25年4月1日施行予定

5. 関係法令

○道路法（昭和27年法律第180号）

○道路構造令（昭和45年政令第320号）